

横浜市立奈良小学校いじめ防止基本方針

(平成26年3月策定・平成30年2月改定・令和2年3月改定・令和4年3月改定・令和6年3月更新)

1. いじめ防止に向けた学校の考え方

【いじめの定義】

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じるもの」をいう。

【いじめ防止対策推進法第2条】

【いじめ防止等の対策に関する基本理念】

全ての子どもは、かけがえのない存在であり、社会の宝である。子どもが健やかに成長していくことは、いつの時代も社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことである。

子どもは、人と人との関わり合いの中で、自己の特性や可能性を認識し、また、他者の長所等を発見する。互いを認め合い、誰もが安心して生活できる場であれば、子どもは温かい人間関係の中で自己実現を目指して伸び伸びと生活できる。しかし、ひとたび子どもの生活の場に、他者を排除するような雰囲気が形成されれば、その場は子どもの居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねない。子どもにとって、いじめはその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものとの認識に立つ必要がある。

【いじめ防止対策推進法】

(学校いじめ防止基本方針 第13条より抜粋)

第13条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

【いじめを防止するための基本的な考え方】

- (1) 学校の教育活動全体を通じ、全ての児童に「いじめは決して許されない」ことの理解を促す。
- (2) すべての児童が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校づくりに努める。
- (3) 学校いじめ防止基本方針に基づく対応が徹底されることにより、教職員がいじめを抱え込まず、かつ、学校のいじめへの対応が個々の教職員による対応ではなく組織として一貫した対応をする。
- (4) 日常生活から全職員がいじめの未然防止を図る。また早期発見できるよう高くアンテナを張る。またいじめが確認された際は、被害児童の人権保護を最優先とし、迅速かつ適切に対処する。また加害児童に対しても迅速かつ適切な指導、措置を行う。

- (5) 子どもは、自らが安心して豊かに生活できる社会や集団を築く推進者であることを自覚し、いじめを許さない子ども社会の実現に努める。

2. 組織の設置及び役割、運営について

【組織の構成】

- (1) 校内にいじめ防止対策委員会を設置する。
- (2) いじめ防止対策委員会の構成員は、校長、副校長、児童支援専任教諭、教務主任、学年主任、養護教諭とし、必要に応じてスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門家の参加を求める。

【組織の役割】

- (1) いじめの相談・通報の窓口とする。
- (2) いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う。
- (3) いじめを察知した場合には、情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定、保護者との連携等の対応を組織的に実施する。
- (4) 学校基本方針の策定や見直し、本校の取組が計画どおりに進んでいるかどうかのチェックや、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、いじめ防止等の取組について、PDCAサイクルで検証を行う。

【委員会の運営】

- (1) いじめ防止対策委員会を常設し月1回以上、定期的を開催する。またいじめを認知した際は、直ちにいじめ防止対策委員会を招集し、対応する。
- (2) 校長等の責任者は、学校として組織的に対応方針を決定するとともに、会議録を作成・保管し、進捗の状況を明らかにする。
- (3) 一年間を振り返り、次年度の計画や取組の改善、見直しをする。

3. 委員会の活動内容 ～いじめの未然防止、早期発見のための取組～

◆ 未然防止のための取り組み

- ・いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う。
- ・学校いじめ防止対策委員会の存在及び活動を児童及び保護者に周知する。
- ・児童が自主的にいじめの問題について考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動に向けて、児童が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。
- ・児童自らがいじめを自分たちの問題として考え、主体的に話し合う機会をつくることのできるよう支援する。
- ・人権教育や道徳教育を推進する。

- ・情報モラル教育の推進による児童の意識の向上及び保護者への啓発に努める。

◆ 早期発見・早期対応

- ・いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもつ。
- ・日頃からの児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。いじめの早期発見を徹底する観点から、チェックリストを作成、共有し、全教職員で実施する。
- ・いじめ解決一斉キャンペーン（12月実施）や毎月のにこならアンケートや必要に応じた教育相談の実施等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、児童からいじめの相談があったときは、必ず学校の教職員等が迅速に対応することを徹底する。
- ・インターネット上で行われるいじめに対しては、警察署などの関係機関と連携する。

◆ 適切な対処・措置

- ・いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教員で抱え込まず、いじめ防止対策委員会を中核として速やかに対応し、情報共有、対応方針の決定、記録を行う。
- ・被害児童を守り通すとともに、加害児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨とする教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。被害児童に対しては事情や心情を聴取し、児童の状態に合わせた継続的なケアを行なう。
- ・加害児童に対しても、事情や心情を聴取し、再発防止に向けて適切に指導するとともに、児童の状況に応じた継続的な指導及び支援を行うことが必要である。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。
- ・「いじめ」が暴行や傷害等犯罪行為にあたりと認められる場合や、児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じる場合などは、直ちに警察に通報して、被害児童を守る。その際は、学校での適切な指導・支援を行い、被害者の意向にも配慮した上で、警察に相談、連携して対応していく。

◆ いじめの解消について

《いじめの解消の要件》

少なくとも次の二つの要件が満たされている必要がある

- ① いじめの行為が少なくとも3か月程度を目安として止んでいること
- ② いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

◆ 職員の研修について

- (1) いじめと自殺に対する防止的取組と、発生時についての迅速な対応についての共通理解を図る。また必要に応じて研修会を開催する。
- (2) 児童の心理や、行為・行動の背後にある子ども同士の人間関係をとらえる教職員の能力を高める実践的な研修（児童理解研修の推進）や、法の確実な運用を行うための研修を行う。

(3) いじめ防止に向けた校外研修や外部機関との研修に参加することによって、いじめの防止に関する知識や能力の向上を図る。

◆ 学校運営協議会との連携、活用

保護者や地域が学校運営に参画する「学校運営協議会」等や青少年の健全育成を目指す「中学校区学校・家庭・地域連携事業」を活用し、いじめの問題など、学校が抱える課題を共有し、連携・協働して解決を目指す。

◆ 取組の年間計画

月	取組内容
4月	引き継ぎ いじめ定義と防止に関する職員研修 必要に応じた児童との教育相談 学年懇談会 地域訪問
5月	YP アセスメント実施 児童理解研修 学校説明会 小中学校による情報交換会 「いじめ早期発見のための生活アンケート」実施（記名式アンケート・教育相談） 学校運営協議会
6月	学校・家庭・地域連絡協議会
7月	横浜子ども会議（中学校ブロック） 特別支援教育に関する職員研修 保護者面談
8月	教育相談に関する職員研修 特別支援・人権に関する職員研修
9月	取り組みの中間見直し 児童理解に関する職員研修 学校運営協議会
11月	学校運営協議会
12月	人権週間、いじめ防止月間の取組 いじめ解決一斉キャンペーン 学校評価アンケート（保護者） 保護者面談
1月	YP アセスメント実施
2月	学校運営協議会 懇談会
3月	年間の振り返り、新年度への引き継ぎ
年間	いじめ防止対策委員会（月1回・随時） 毎月、記名による生活アンケート（にこならアンケート）の実施 職員会議内での情報共有、いじめ対応についての研修 スクールカウンセラーによる教育相談 チェックリストでの点検（職員） 「子どもの社会的スキル横浜プログラム」の実施 児童によるいじめ防止への取り組み（委員会活動や代表委員会など） たてわり活動での交流 学校だよりでの保護者への発信 養護教諭による「いのちの授業」

4. 重大事態への対処

【重大事態の定義】

いじめ防止対策推進法第28条第1項においては、いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」（同項第1号）、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（同項第2号）とされている。

【発生の報告】

（1）重大事態の報告

学校は、重大事態と思われる案件が発生した場合には直ちに教育委員会に報告する。

（2）調査を行うための組織

その事案が重大事態であると判断したときには、当該重大事態に関わる調査を行うために、迅速にいじめ防止対策委員会を招集し、各職員と連携を図りながら、これが調査に当たる。

（3）事実関係の調査の実施

重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情としてどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。その際、被害児童に対する配慮を最優先に行う。

（4）児童、保護者への報告

被害児童や保護者に対して、調査や事実確認で明らかになった事実関係を必ず報告する。その後においては、日常的に保護者との情報交換を密に行うことによって、被害児童に適切な支援、指導が出来る信頼関係を構築する。

5. いじめ防止対策の点検・見直し

学校は、いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行う。必要がある場合は、横浜市いじめ防止基本方針を含めて見直しを検討し、措置を講じる。